

令和7年5月23日

令和7年5月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年5月23日（金） 午後1時30分～1時50分

2 開催場所 茨木市役所 本館6階第1会議室

3 出席委員（13人）

会長	14番	小濱	邦臣			
副会長	6番	中村	正治			
委員	1番	大神	平	2番	中西	壽男
	4番	矢頭	周	5番	久保	睦子
	7番	南野	悟	8番	吉田	公俊
	9番	早川	訓男	10番	谷山	正昭
	11番	池田	洋一	12番	大西	清一
	13番	西林	肇			

4 出席農地利用最適化推進委員（7人）

第1地区	西ノ坊	嘉治	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	小川	範久
第5地区	川端	稔	第6地区	森	善隆
第7地区	松本	好博			

5 欠席委員（1人）

3番 入交 享子

6 農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	浅野	貴士	事務局次長	松下	伸弘
事務局長代理	小橋	一徳			

7 議事録署名委員

4番 矢頭 周 5番 久保 睦子

8 議事日程

（1）一般事務に関する報告

（2）議事録署名委員の指名

（3）付議案件

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）

- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
（利用権設定）に係る合意解約届
報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に
よる農用地利用集積等促進計画の認可通知
報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議 長

ただいまから、令和7年5月定例会を開催いたします。
現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名でございます。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでござい
ますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号4番、矢頭周委員、並びに議席番号5番、久保
睦子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集
積等促進計画案、6件を議題といたします。
それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。
小橋事務局長代理。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

なっております。

10アールあたり 円弱となっております。

議 長

昔は標準小作料という制度がありましたが、無くなった今でも大体同じ価格帯になっています。

小川委員

農地中間管理機構を通じた貸借でも賃料設定は選べるのか。

議 長

選べます。

条件のいい土地はそれなりの価格になる場合もありますが、賃料を払ってまで耕作してくれる人が少ないのが現状です。

小川委員

ありがとうございます。

議 長

西林委員。

西林委員

大阪府の準農家というのは、制度が終わったのではないですか。

議 長

事務局。

事務局

大阪府の準農家制度は令和5年12月に終了しました。

当時、準農家として登録された方は制度が終わっても、その資格は残ることになっています。

準農家の制度が出来たのは農業者以外の方が農地の貸し借りをして参入することが難しいため、一定の技能を修得された方にみどり公社を通じて貸し借りをしていこうという目的です。

その大阪府の制度がなくなって、これから茨木市で農業をやりたい方のために農業ができる技能があるか準農家制度に代わって審査する地域農家制度ができました。

議 長
西林委員。

西林委員

準農家又は地域農家でないと技能が無いとか、借りてもすぐ返すとか、ある程度のハードルを作っておこうということですが、準農家の制度自体がなくなったのに、いったん登録されればその資格は残るのでしょうか。

議 長
事務局。

事務局

一旦登録されれば資格は残ります。

西林委員

その資格は土地に付くのか、人に付くのか。

委員長
事務局。

事務局

資格は人に付きます。

西林委員

わかりました。

議 長
他にご意見等ございませんでしょうか。
それでは質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、6件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、2件。以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府等からの通知に基づき処理したものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会でございますが、6月12日、木曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、6月24日、火曜日、午後1時30分から、南館8階特別会議室で開催いたします。

都合により、会場が変更となっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

議 長

それでは、これをもちまして、令和7年5月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年5月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名あり

署名委員

署名あり

署名委員

署名あり
